その他

山に入られる方はご注意を！

©やなせたかし さんれいさんちゃん

市内の有害鳥獣による農林作物への被害が著しく増加し、深刻な問題となっていますので、農林作物被害の軽減を目的として、市内一斉の予察捕獲を実施します。期間内に山に入られる方はご注意ください。

【期間】６月30日（火）～9月27日（日）

※特に土・日は捕獲強化日としていますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】林政課☎58－３１２０

国道32号事前通行止め

国道32号の次の区間は大雨の場合、落石や土砂崩れの恐れがありますので、全面通行止めとなります。

【区間】①徳島県山城町西宇～大豊町高須（26・３㎞）②大豊町小川～大豊町角茂谷（６・２㎞）

【基準】連続雨量が２５０㎜に達したとき

【問い合わせ先】南国国道維持出張所 ☎０８８－８６２－１４５１

介護保険施設へ入所している方へ

介護保険施設へ入所、またはショートステイ（短期入所）を利用されている方で、市民税非課税世帯の方は、申請により食事代・居住費が軽減されます。所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。また、有効期限が平成21年６月末の認定証をお持ちで、手続きがまだの方は更新の手続きをお願いします。

【対象施設】特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

※ケアハウス、グループホームは含みません。

【手続きに必要なもの】介護保険被保険者証、印鑑

【問い合わせ先】保険課介護保険係 ☎53－３１１８

水道メーターの取り替えにご協力を！

水道メーター（量水器）は、計量法により有効期限が８年間と定められています。本年度に期限を迎えるメーターを、市の指定給水装置工事事業者が『**無料**』で取り替えを実施します。対象となるお客様には、事前にお知らせを配布いたしますので、ご協力をお願いします。

【実施予定期間】７月上旬～10月下旬

【問い合わせ先】水道課☎53－１０８６

詩とメルヘン記念館休館のお知らせ

詩とメルヘン記念館は、館内修繕のため、７月15日（水）～24日（金）の期間、臨時休館します。なお、休館中は、別館にてやなせたかしのイラスト原画等を展示いたします。

【問い合わせ先】アンパンマンミュージアム振興財団 ☎59－２３００

●○●住宅用火災警報器の給付●○●

香美市では、全世帯※に住宅用火災警報器を給付します。今回の給付個数は各世帯１個となっていますが、この機会に必要個数を購入され、適正な住宅用火災警報器の設置をお願いします。

※公営住宅および自動火災報知設備の設置されている共同住宅等に居住している方は除きます。

◆**設置期限**

平成２３年５月末日までに、すべての住宅への設置が義務づけられています。

◆**設置箇所**

各世帯の住宅の規模や部屋の用途などにより住宅用火災警報器の適正な設置個数は変わってきます。右の図の場合、矢印部分に設置が義務付けられています。

【問い合わせ先】
消防本部消防課　☎５３－４１７６

年金だより

国民年金保険料が納められない　そんな時は免除制度があります

申請免除制度

経済的に保険料の納付が困難な方で、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料が免除される制度です。この制度には、保険料の全額が免除される『全額免除』と、保険料の一部を納付する『一部納付（一部免除）』制度があります。

若年者納付猶予制度

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層（２０歳台）の方で、本人および配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予され保険料の後払いができる制度です。

退職（失業）による特例免除

申請する年度、または前年度において退職（失業）の事実がある場合に対象となり、申請すると保険料の全額が免除になります。申請書に、雇用保険受給者証・雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

●承認を受けた期間は…

全額免除や納付猶予の承認を受けた期間は、未納期間とは違い年金の受給資格期間に算入されます※１。また、老齢基礎年金の金額を計算するときには、下図のとおり減額または反映されないことになっていますのでご注意ください。なお、１０年以内であれば追納することができますので、年金額を満額に近づけるためにも、余裕ができたときに追納することをお勧めします※２。

※１　一部納付（免除）は、一部の保険料を納付しないと未納になります。
※２　３年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額がかかります。

納付種別		納付金額	年金金額
全額納付		14,660円	全　額
一部納付	4分の3	11,000円	6分の5
	2分の1	7,330円	6分の4
	4分の1	3,670円	6分の3
全額免除		0円	3分の1
退職(失業)特例免除		0円	3分の1
若年者納付猶予		0円	反映なし
未　納		0円	反映なし

年金受給資格期間に算入されます。（全額納付～退職(失業)特例免除）

年金受給資格期間に算入されません。（若年者納付猶予・未納）

学生の方には「学生納付特例制度」があります。詳細は４月号２１Ｐに掲載しています。

©やなせたかし しいたけ たけちゃん

【問い合わせ先】保険課医療年金係　☎５３－３１１５

日本脳炎に気をつけましょう！

蚊の多い季節がやってきました。コガタアカイエカ（以下、蚊）に刺されると日本脳炎に感染することがあります。

一般的な注意として、蚊は日没に活動が活発になるとされていますので、このような時間帯に戸外に出かける時には、①長袖・長ズボンを身につける②露出している皮膚への蚊除け剤の使用など、蚊に刺されないように十分注意してください。

今年６月からは、新ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）の接種が可能になりました。従来の日本脳炎ワクチンの接種も可能です。しかし、いずれも厚生労働省の通知により、接種勧奨は差し控えていますが、保護者が希望すれば、接種を受けることができます。希望される方は、必ず事前にご連絡をお願いします。

日本脳炎ウイルスについて

日本脳炎ウイルスは豚の体内で増殖し、蚊を媒介して人に感染します。人から人への感染はありません。例年、日本脳炎ウイルスを保有する豚が西日本地域で確認されています。豚の多い場所や蚊が発生する水田、沼地の周辺では特に注意が必要です。

【問い合わせ先】健康づくり推進課　☎５９－３１５１